知財戦略・法政策論点レポート｜Deep Insight 評釈

「攻めの知財」と NPE（非実施主体）活用を巡る肯定・否定議論の体系的整理および評釈

対象記事：日本経済新聞「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう 訴訟恐れぬ日本企業に」[1]

Gemini 4 Argon

1. エグゼクティブ・サマリー：問題の所在と背景

日本政府が 2002 年に「知的財産立国」を国家戦略として掲げてから約四半世紀が経過した。資源に乏しい日本において、優れた技術やアイデアを知的財産として保護し、事業の競争力および収益に直結させることは重要な国策であった[1]。しかし、世界の特許出願・保有における日本のプレゼンス低下や AI 分野での伸び悩みが指摘される中[2]、知財の事業活用・収益化という点では米国のみならず韓国と比較しても大きく見劣りするのが現状である[1]。

瀬川奈都子編集委員による論考『攻めの知財へ「特許の怪物」も使いよう 訴訟恐れぬ日本企業に』[1]は、日本の知財活用が停滞している最大の要因の一つとして「訴訟沙汰を過度に恐れる日本の企業文化」を挙げている。その上で、従来は「パテントトロール（特許の怪物）」として忌避されてきた非実施主体（NPE：Non-Practicing Entity）が、韓国や米国ではプロパテント（特許重視）政策や産業の新陳代謝を担う重要なプレイヤーとして再評価・活用されている実態を浮き彫りにした[1][3][4]。本稿では、同記事および関連する法制度・実務動向に基づき、NPE 活用を含む「攻めの知財」に対する肯定・否定双方の議論を体系的に整理し、日本企業が採るべき知財戦略について評釈を行う。

2. 日米韓における知財訴訟・NPE を取り巻く環境変化

議論の前提として、記事が提示する日米韓 3 カ国の法制度・政策および訴訟実態の決定的な構造差を整理する。特に 2023 年を底として日米双方で特許訴訟件数が増加に転じる中、司法判断と政策の両面で「プロパテント（特許権者保護の強化）」への明確な回帰が見られる[1][4][5]。

比較項目	米国（プロパテント回帰）	韓国（国家主導の知財強国）	日本（転換期の模索）
特許侵害訴訟件数（地裁新受・年間）	約 3,200〜4,500 件規模（2024 年に増加転換、約半数は NPE が原告）[1][5]	米国・日欧等の海外法廷を含め NPE・企業による積極的提訴が活発[1][3]	約 110〜150 件規模（増加傾向にあるが米国とは 1 桁以上の格差）[1][5]
懲罰的損害賠償制度（故意侵害への制裁）	最大 3 倍までの増額賠償（三倍賠償制度）が規定[1]	最大 5 倍までの懲罰的賠償制度を導入済み[1]	懲罰的賠償ルールなし（悪質な侵害利益を吐き出させる仕組みを検討中）[1]
差止請求の認容傾向と法制度の動き	2006 年 eBay 判決[6]で NPE の差止請求は制限されたが、トランプ政権下で差止を認めやすくする法案が議会提出[1][4]	知財収益化・権利行使を後押しする政策支援を強化[1][3]	従来は差止が認められにくいとされたが、2025 年東京地裁で韓国 NPE（パンテック）が Google 日本法人に対し差止命令を勝訴[1][7]
NPE・訴訟エコシステムの成熟度	訴訟費用を提供する「訴訟ファンド」が活発で投資資金が流入（一部州では規制の動きも出現）[1][4][8]	2010 年に半官半民 NPE を設立、2025 年 10 月に特許庁を「知識財産処（省）」へ格上げ[1][3]	訴訟忌避文化が根強く国内 NPE は少数（知的創造サイクルラボ等）。特許プール等の集団的枠組みが提唱段階[1]

■ 韓国におけるプロパテント政策の担い手としての主要 NPE 事例

特に注目すべきは、韓国が国家戦略として NPE を「プロパテントの担い手」と位置づけている点である[1][3]。韓国の崔世煥（チェ・セファン）弁理士への取材等に基づき記事が整理した主要 NPE の活動実態は以下の通りである[1][3]。

社名	設立年	組織概要および主な知財活動 [1][3]
インテレクチュアル・ディスカバリー (Intellectual Discovery)	2010 年	韓国政府の知財強国戦略に基づき政府と民間が共同出資して設立された半官半民の NPE。通信関連の特許などを扱い、子・孫会社を通じて米国で訴訟を提起。近年は日本・欧州にも活動を拡大。
アイデアハブ (IdeaHub)	2016 年	経営破綻した韓国の携帯電話メーカー「パンテック」の知財を取得し、子会社（パンテックコーポレーション）を設立。2025 年に東京地裁で米 Google 日本法人への特許侵害訴訟において差止命令を勝ち取り、その後に和解[1][7]。
ベッドロック IP (Bedrock IP)	2021 年	米国弁護士が設立。子会社を通じ、米国でハイテク・テック企業への特許侵害訴訟を活発に提起。

3. 肯定的議論：「攻めの知財」・NPE 活用を支持する論拠

日本企業が従来の「訴訟忌避・防衛偏重」から脱却し、NPE の活用を含めた積極的な権利行使へ踏み出すべきだとする肯定的議論は、主に以下の 4 つの論拠に集約される。

- **① 休眠特許の収益化と「産業の新陳代謝」の促進：**特許制度の本来の目的は、独占による事業保護だけでなく、権利者が正当な利益を得ることで新たな研究開発（R&D）投資を促すサイクルを回すことにある[1]。韓国の携帯電話メーカー「パンテック」は、高い技術力を持ちながら経営の失敗で破綻したものの、NPE として保有特許を活用することで再生し、2025 年には東京地裁で米 Google 日本法人から無線通信特許侵害で差止命令を勝ち取る成果を上げた[1][3][7]。韓国で「知財の活用でよみがえったストーリー」として称賛されている通り、事業会社が手放した不要特許・休眠特許を NPE が買い取って収益化することは、埋もれた技術資産を現金化し、産業の新陳代謝を促す合理的な機能を持つ[1][3]。
- **② 正当な NPE が果たす 3 つの専門的市場機能（目利き・束ね・資金調達）：**事業会社が単独で他社の侵害を監視し、ライセンス交渉や訴訟を遂行するには多大な専門人材とコストを要する。記事が指摘する通り、NPE には（a）有望な技術を見極める「目利き」機能、（b）複数の関連特許を束ねて

（パッケージ化して）利用企業がライセンスを受けやすくするアグリゲーション機能、（c）巨額の費用がかかる権利行使に必要な資金を集める「資金調達の器」としての機能がある[1]。日本発の NPE である知的創造サイクルラボの小川一社長が説く通り、「正当な権利を行使することは特許法の目的にもかなう」のであり、非実施であること自体を悪とみなすべきではない[1]。

- **③ 米韓のプロパテント潮流への対抗と「侵害した者勝ち」の抑止：**米国では第 1 次トランプ政権以降、特許無効化手続きの制限など特許権者に有利なルール運用が進み、第 2 次政権下では 2006 年の連邦最高裁「eBay 判決」[6]で厳格化された差止命令の要件を緩和する法案が議会に提出されている[1][4]。また故意侵害に対し米国は最大 3 倍、韓国は最大 5 倍の懲罰的賠償を課している[1]。海外勢が NPE や訴訟ファンドを駆使して攻勢を強める中、日本企業だけが「訴えない・NPE を使わない」姿勢を続ければ、海外企業から「日本企業の特許は侵害しても訴えられない」と軽視され、一方的に知財を収奪されるリスクが高まる。
- **④ 経済安全保障上の戦略技術防衛と「集団的権利行使」：**東京大学の玉井克哉名誉教授（知財法）が指摘するように、特に経済安全保障上重要な先端・戦略技術においては、個別企業が単独で戦うだけでなく、日本企業が特許を持ち寄り共同で訴訟やライセンス活動に取り組む「特許プール」を設立するなど、集団的に権利行使する枠組み（コレクティブ・ディフェンス）を構築することが国際競争力維持の鍵となる[1]。

4. 否定的・慎重な議論：パテントトロール化と乱訴への懸念

他方で、NPE の活用や訴訟路線の拡大に対しては、2000 年代初頭から米国等で社会問題化した「パテントトロール（特許の怪物）」の弊害を踏まえた根強い反対論・慎重論が存在する[1]。

- **① 「濫用的なビジネスモデル（PAE）」による社会的コストと線引きの困難性：**自ら製品やサービスを生み出さず、他社への訴訟と高額な和解金要求によってのみ収益を上げる主体は、実業を担う製造業や IT 企業の研究開発資金を法務防衛コストへと浪費させる[1]。米国連邦取引委員会（FTC）の調査研究[9]や知的創造サイクルラボの分析資料が示す通り、非難されるべきパテントトロール（PAE：Patent Assertion Entity）の本質は、「有効性や質が疑わしい特許」を振りかざし、被告企業が「莫大な訴訟費用を忌避して早期和解を選択せざるを得ない心理的・経済的負担」を悪用して安価なライ

センス料や和解金をかすめ取る濫用的モデルにある[1][9]。しかし、法制度上「健全な NPE」と「悪質なトロール」を明確に線引きすることは極めて難しいという構造的課題がある[1]。

- **② 投機マネー（訴訟ファンド）流入による乱訴とハイテク産業の疲弊：**前米特許商標庁（USPTO）長官のキャサリン・ヴィダル米国弁護士が「NPE による訴訟はハイテク分野を中心に近年で最高水準にあり、しかも投資資金が集まってきている」と警鐘を鳴らす通り、米国では訴訟費用を提供して勝訴・和解金からリターンを得る「訴訟ファンド」が活発化している[1][4]。その結果、2024 年以降の米国特許訴訟の約半数を NPE 原告案件が占めるに至っており[1][5]、投機マネー主導の乱訴が産業界の負担を増大させている。実際、米国内でも過去 5 年間で訴訟ファンドに対する情報開示義務や規制を導入する州が 3 倍に増え、一部で禁止する動きも出ている[8]。
- **③ 反訴（カウンタースーツ）リスクとサプライチェーンへの「ブーメラン効果」：**日本の事業会社が特許売却や権利行使に二の足を踏む実務上の最大の理由は、知的創造サイクルラボの小川社長の言葉にある通り「訴え返されないか」という反訴への恐怖である[1]。事業会社同士の紛争では、相手方から別分野の特許で反訴され本業が差止リスクに晒される懸念があるほか、NPE に売却した特許が自社のコントロールを離れ、巡り巡って自社の顧客やサプライチェーン上の取引先、あるいは国内の同業他社を攻撃する「ブーメラン」となるリスクも否定できない。
- **④ レピュテーション（風評）リスクと日本特有の企業文化：**「トロールみたいではないか」と周囲から見られることを嫌う世間体や風評リスクも根強い障壁である[1]。長期的な取引関係や業界内の「和」を重んじる日本の企業文化において、NPE への特許売却や攻撃的な訴訟提起は「モラルに反する行為」としてブランド価値を毀損しかねないという慎重論が、知財部門および経営陣の双方に深く浸透している[1]。

5. 総合評釈：日本企業が目指すべき「攻めの知財エコシステム」

以上の肯定・否定双方の議論を踏まえ、本記事の問題提起に対する評釈を以下の 3 つの視座から提示する。

■ 視座 1：「侵害した者勝ち」のモラルハザードを打破する歴史的転換点

本記事の最大の功績は、日本の「知的財産立国」が掛け声倒れに終わってきた構造的要因を、精神論ではなく「日米韓の制度・訴訟インフラの非対称性」として定量的に突きつけた点にある[1][5]。年間 4,000 件超の訴訟が提起され最大 3 倍の懲罰的賠償がある米国や、最大 5 倍の賠償と省格上げ（知識財産処）で国策推進する韓国に対し、日本の特許訴訟は年間 100 件強にとどまり、懲罰的賠償も存在しない[1][3][5]。この環境下では、他社の特許を無断で使用しても「訴えられる確率が極めて低く、仮に敗訴しても通常の実施料相当額を払えば済む」という『侵害した者勝ち』のモラルハザードが働く。

その意味で、2025 年に東京地裁が韓国 NPE（パンテック）の訴えを認め、米 Google 日本法人に対して差止命令を下した判断[1][7]と、特許庁による「悪質な侵害利益を侵害者の手元に残さない損害賠償制度の見直し」[1]が同時並行で進んでいることは極めて重要である。司法における差止命令の実効性確保と、行政・立法による利益吐き出しルールの導入は、日本市場における知財の価値を正常化するための車の両輪として高く評価されるべきである。

■ 視座 2：「主体の属性（実施・非実施）」から「行為の質」への評価軸の転換

日本の知財議論では長らく「自らモノづくりをする企業＝善」「製品を作らず権利行使する NPE＝悪（トロール）」という二元論が支配的であった。しかし、記事中で紹介された知的創造サイクルラボの整理や FTC の分析[1][9]が明確に示すように、非難されるべき本質は「非実施であること」ではなく、「質の低い疑わしい特許を用い、訴訟コストの非対称性を悪用して不当な早期和解を強要する濫用的行為」にある[1]。

大学や研究機関、あるいはパンテックのように高度な技術を開発しながら事業化や経営で挫折した企業[1][3]にとって、自前で製造・販売網を持たない限り知財から収益を得られないとすれば、技術開発への投資回収ルートは閉ざされてしまう。NPE を「技術の目利き・特許の束ね・資金調達の器」[1]という機能面から再定義し、濫用的訴訟（乱訴）を抑止する規律とセットで活用を図る筆者の主張は、グローバル標準の知財マネジメントに合致している。

■ 視座 3：日本企業に適合する「コレクティブ・ディフェンス（集団的権利行使）」の構築

もっとも、米国の訴訟ファンドのように投機的マネーが無秩序に流入するモデル[1][4][8]をそのまま日本に持ち込めば、日本企業の経営陣が最も恐れる「乱訴」や「レピュテーション悪化」を招きかねない。日本企業が「訴え返される恐怖」や「トロール視される世間体」[1]を克服し、実効性のある「攻めの知財」へ移行するためには、以下の 3 段階の実装アプローチが不可欠である。

> **日本型「攻めの知財エコシステム」構築に向けた 3 つの実践アプローチ**
>
> 1. 戦略技術における「特許プール」の組成（集団的権利行使）：
>
> 玉井克哉名誉教授が提言する通り、経済安全保障上重要な技術領域において複数の日本企業が特許を持ち寄り、共同でライセンス交渉および権利行使を行う「特許プール」を設立する[1]。個別企業が単独で原告となる心理的ハードルと反訴リスクを分散しつつ、標準必須特許等に匹敵する交渉力を確保できる。
>
> 2. ガバナンスを備えた「日本版 NPE・政策ファンド」の育成：
>
> 韓国のインテレクチュアル・ディスカバリー[1][3]のように官民が連携した透明性の高いファンドや、国内の健全な NPE（知的創造サイクルラボ等[1]）を活用し、特許売却時に「国内サプライチェーンや既存顧客を攻撃対象としない」等のガバナンス条項を付した上で休眠特許の流動化・収益化を進める。
>
> 3. 経営指標（KPI）の転換と知財訴訟の「通常ビジネス化」：
>
> 特許の「出願件数・保有件数」を誇る時代を終わらせ、休眠特許の売却益・ライセンス収入・参入障壁の構築といった「キャッシュフロー貢献度」で知財部門を評価する経営へと転換する。正当な権利行使を「和を乱す行為」ではなく「株主・発明者に対する受託者責任の遂行」として位置づけ直すことが求められている。

6. 参考文献一覧（References）

本レポートの記述および分析において参照・引用した文献・資料は以下の通りである（文中の角括弧番号に対応）。

[1] 瀬川奈都子（日本経済新聞 編集委員）「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう 訴訟恐れぬ日本企業に（Deep Insight）」『日本経済新聞 電子版』2026 年 11 月 2 日（https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD027UW0S6A001C2000000/）.

[2] 日本経済新聞「世界の特許割合『日本 25→8%』、知財競争で影薄く AI 分野伸び悩み」『日本経済新聞』（文献[1]関連報道として言及）.

[3] 崔世煥（チェ・セファン：韓国弁理士）取材およびインテレクチュアル・ディスカバリー（Intellectual Discovery）、アイデアハブ（IdeaHub）、ベッドロック IP（Bedrock IP）各社公開資料（文献[1]内図表「韓国では NPE が特許重視政策の担い手に」および本文引用）.

[4] 一色太郎（外国法事務弁護士）・キャサリン・ヴィダル（Kathryn Vidal：前米国特許商標庁［USPTO］長官・米国弁護士）コメント（文献[1]内における米国特許法実務・トランプ政権下の法改正動向・NPE 訴訟ファンド動向に関する取材引用）.

[5] TMI 総合法律事務所（『法曹時報』を基に作成）・Unified Patents（ユニファイド・パテンツ）集計「2023 年を底に日米で特許訴訟が増えている（2020〜2025 年 地方裁判所の新受件数推移）」（文献[1]内統計グラフ）.

[6] 米国連邦最高裁判所判決：eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)（インターネット関連特許侵害を巡り差止命令の発令に「回復不能な損害」等の厳格な要件を課した判例；文献[1]にて言及）.

[7] 東京地方裁判所（2025 年決定・和解）：韓国パンテックコーポレーション対米 Google 日本法人 無線通信特許侵害差止請求事件、および日本経済新聞「韓国企業、スマホ特許紛争で Google と和解 東京地裁が合意後押し」（文献[1]本文および関連報道として言及）.

[8] 日本経済新聞「米国で広がる『訴訟ファンド』に規制、導入州 5 年で 3 倍 一部で禁止も」『日本経済新聞』（文献[1]関連報道として言及）.

[9] 米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）『Patent Assertion Entity Activity: An FTC Study』および株式会社知的創造サイクルラボ（小川一社長）講演・プレゼンテーション資料「非難されるべき『パテントトロール（PAE）』の本質」（文献[1]内写真・図解および本文引用）.